

信用取引に関する説明書

この説明書を充分お読みいただいたうえ、信用取引を行ってください。

1. 信用取引とは

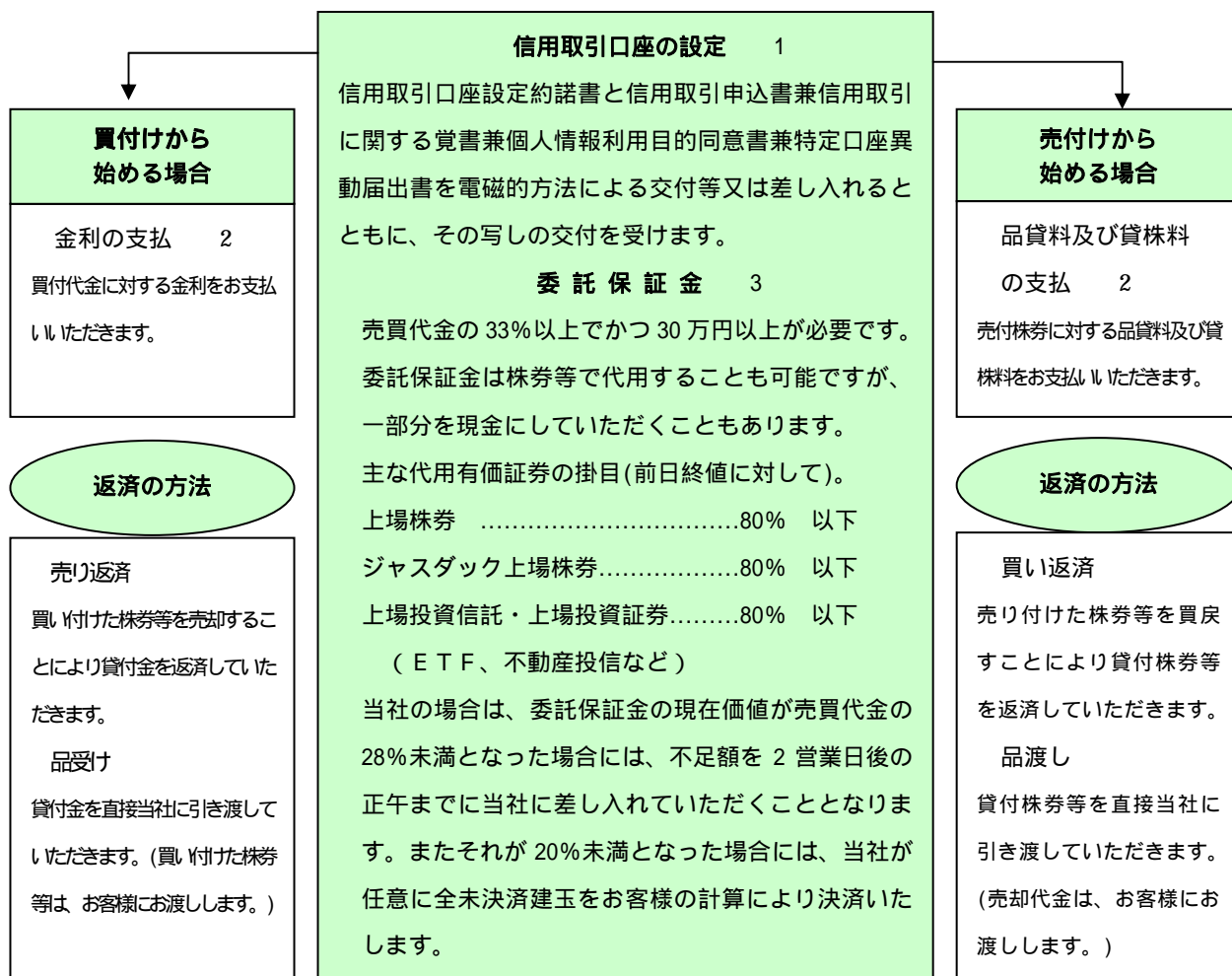
信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券()や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。なお、お貸しした株券等や資金は、あらかじめ定められた期限までに返済していただく必要があります。この期限を超えて信用取引を継続することはできません。なお、一般信用取引として当社が提供している「長期信用取引」においては、返済期限を原則新規建玉の建日(約定が成立した日)の3年目応答日の前営業日としています。ただし、「長期信用取引」であっても、建玉銘柄について上場廃止、株式併合、株式分割、合併、株式交換、株式移転、会社分割等の措置がとられた場合や、売建玉における株券等の調達が困難となった場合等は、当社が定める期日に変更することがあります。

()株券...この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、ETF(株価指数連動型投資信託受益証券等)、REIT(不動産投資信託証券)につきましても、基本的に取扱いは同じです。信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引(長期信用取引)」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。なお、当社に信用取引による売買を発注される場合には、この2つのうちのどの信用取引を利用するのか明確に指示していただきますよう、お願いいたします。

信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合などには、委託保証金率の引上げなどの措置をとることがあります。また、当社自身の判断によって、独自に信用取引の利用を制限したり、代用有価証券の掛目の変更又は除外(以下「掛目の変更等」といいます)を行う場合もあります。

信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できますが、その一方で価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

2. 信用取引の基本的な流れ



- 1 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- 2 金利及び貸株料の取扱いについては、お客様と当社との合意によって決定されますので事前に当社ホームページにてご確認ください。
- 3 委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、証券取引所により変更される又は当社の判断により変更する(*)ことがありますので、委託の際に事前に当社ホームページにてご確認ください。

(*)当社の判断により掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目(又は除外)の適用日につきましては、通知した日から起算して5営業日目の日以降といたします。ただし、下記の事象の発生が確認された場合において、当社が必要と認めるときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

<掛目変更理由>

株価が一定の水準を継続して下回った状態にある、あるいは出来高が過少で流動性が確保できない状態にあるなど、決済リスク上問題があると判断した場合。

当社内における信用取引建玉状態や代用有価証券の預り状態に著しい偏りが確認され、与信管理上問題があると判断した場合。

明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象が発生し、保証金として適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合。

例) 上場廃止につながる可能性が非常に高い事象の発生

粉飾決算の疑い

巨額損失の発生

行政処分による業務停止

大規模事故による業務停止

3. 制度信用取引について

制度信用取引とは、証券取引所に上場している株券を対象とし、品貸料及び返済期限等が金融商品取引所の規則により一律に決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること(貸借取引)ができます。

制度信用取引ができる銘柄は、株券のうち、証券取引所が決めた銘柄(制度信用銘柄)に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付けにつきましては、当社が売付株券を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(貸借銘柄)に限られます。

制度信用取引の返済期限は6ヶ月と決められており、6ヶ月を超えて制度信用取引を継続することはできません。

制度信用取引における金利は、お客様と当社との合意によって決定されることとなりますので、事前に当社ホームページにてご確認ください。

また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足(貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態)が生じ、この株券を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料(いわゆる逆日歩)を支払い、買い方はこれを受け取ることとなります。

制度信用取引によって売買している株券が、株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、証券取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。(注)ただし、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

- 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合(分割比率1:2等)
株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値(約定値段)を減額します。
- 上記以外の株式分割の場合(分割比率1:1.5等)
証券取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値(約定値段)より引き下げます。

また、配当金については、その株式の配当金が確定したあと(通常、配当落ちの約3ヶ月後)、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。

(注)制度信用取引では、お客様が買付けた株券は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引利用した場合には、証券金融会社に留保されます。当該株券に株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性及び換金性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値又は無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。このように、権利の処理を行わない場合において、売り方・買い方に不公平が生じ、制度信用取引を継続することが適当でないと認められるときには、制度信用取引の返済期限(6ヶ月)の定めにかかわらず、証券取引所により返済期限の変更(返済期限の繰上げ)が行われることがありますので、ご注意ください。

証券金融会社は、貸借銘柄について、株券の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・品受けによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

4. 一般信用取引（長期信用取引）について

一般信用取引（長期信用取引）とは、金融商品取引所に上場している株券を対象としますが、品貸料及び返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。

一般信用取引（長期信用取引）ができる銘柄は、当社が定める銘柄となります。当社が一般信用取引（長期信用取引）の利用を制限する主なものは、上場廃止基準に該当した銘柄、金融商品取引所が売買状況等により一般信用取引の利用を制限した銘柄、その他当社が独自の判断により一般信用取引（長期信用取引）の利用を制限した銘柄などとなります。

一般信用取引（長期信用取引）の返済期限は原則新規建玉の建日（約定が成立した日）の3年目応答日の前営業日とし、3年目応答日の前営業日を超えて一般信用取引（長期信用取引）を行うことはできません。

名古屋証券取引所上場銘柄については、返済期限を6ヶ月とさせていただきます。

一般信用取引（長期信用取引）における金利、返済期日、貸株料、名義書換料、事務管理費、は、お客様と当社との合意によって決定されることとなりますので、事前に当社ホームページにてご確認ください。

一般信用取引（長期信用取引）によって売買している株券について株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社ホームページにてご確認ください。

一般信用取引（長期信用取引）は、当社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることがあります。

一般信用取引（長期信用取引）として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引（長期信用取引）に変更することはできません。

5. ぜひ注意していただきたいこと

信用取引口座を開設する際には、「信用取引口座設定約諾書」「信用取引申込書兼信用取引に関する覚書兼個人情報利用目的同意書兼特定口座異動届出書」について、電磁的方法による交付等又は必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れてください。

信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。

なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。

信用取引で注文される際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引を行うのか、一般信用取引（長期信用取引）を行うのかの別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。

信用取引で売買した株券が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、28%未満となった場合には、不足額を2営業日後の正午までに保証金維持率が33%に回復するまで当社に差し入れていただくこととなります。また、お客様の委託保証金率が20%を下回った場合には、原則として当社は、お客様へ通知することなくお客様の口座における全未決済建玉を当社の任意でお客様の計算により決済いたします。

金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。

信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります(金融商品取引所が公表している「日々公表銘柄に関するガイドライン及び信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」をご参照ください)。

お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。

これに対して、信用取引によって買い付けた株券及び信用取引によって株券を売付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済及び品受け・品渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

適格機関投資家(これに類する外国法人を含む)が信用取引の売付けを行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、ご注意ください。

当社が口座名義人の死亡を確認した時点で信用建玉の未決済がある場合、当社が口座名義人の死亡を確認した日以降、当該信用建玉の任意返済措置を行い精算金額を確定いたします。

(平成17年6月) 改訂
(平成18年2月) 改訂
(平成18年5月) 改訂
(平成18年11月) 改訂
(平成20年4月) 改訂